

(ii) 正味財産増減計算書の推移

| 科 目 | | 平成22年度 | 平成23年度 | 科 目 | 平成24年度 |
|-----|------------|---------|---------|-------------|------------|
| I | 一般正味財産増減の部 | | | I | 一般正味財産増減の部 |
| 1 | 経常増減の部 | | | 1 | 経常増減の部 |
| (1) | 経常収益 | | | (1) | 経常収益 |
| 基 | 基本財産 | 76 | 30 | 基 | 基本財産運用益 |
| 事 | 財産受取 | 76 | 30 | 事 | 基本財産受取利息 |
| 自 | 用 | 1,615 | 2,202 | 自 | 基本財産運用益計 |
| 指 | 運 | 1,615 | 2,202 | 指 | 特定資産運用益 |
| 定 | 取 | 672 | 276 | 定 | 特定資産受取利息 |
| 受 | 取 | 672 | 276 | 受 | 特定資産運用益計 |
| 指 | 支 | 85,356 | 23,290 | 指 | 受取入会金 |
| 定 | 援 | 8,529 | 23,290 | 定 | 受取入会金計 |
| 受 | 事 | 45,845 | 0 | 受 | 受取会費 |
| 指 | 自 | 30,982 | 0 | 指 | 受取会費計 |
| 定 | 主 | 147,302 | 139,667 | 事業収益 | |
| 受 | 動 | 130,200 | 119,491 | 輔助事業受講料収益 | |
| 指 | 管 | 16,879 | 19,952 | 自主事業収益 | |
| 定 | 理 | 223 | 224 | 施設利用料収益 | |
| 受 | 自 | 12 | 6 | 啓発受託事業収益 | |
| 指 | 動 | 12 | 6 | 指定管理受託事業収益 | |
| 定 | 支 | 6,836 | 7,016 | 事業収益計 | |
| 受 | 援 | 11 | 10 | 受取補助金等 | |
| 指 | 事 | 6,825 | 7,006 | 受取地方公共団体補助金 | |
| 定 | 業 | 241,868 | 172,487 | 受取補助金等計 | |
| 受 | 取 | | | 受取負担金 | |
| 指 | 理 | | | 受取負担金計 | |
| 定 | 料 | | | 受取寄付金 | |
| 受 | 取 | | | 受取寄付金計 | |
| 指 | 理 | | | 雑収益 | |
| 定 | 用 | | | 受取利息 | |
| 受 | 取 | | | 雑収益計 | |
| 指 | 利 | | | 経常収益計 | |
| 定 | 七 | | | (2) | 経常費用 |
| 受 | 收 | | | 事業費 | |
| 指 | 理 | | | 役員報酬 | |
| 定 | 收 | | | 給料手当 | |
| 受 | 理 | | | 賞与引当金繰入 | |
| 指 | 收 | | | 臨時雇賃金 | |
| 定 | 取 | | | 退職給付費用 | |
| 受 | 理 | | | 福利厚生費 | |
| 指 | 收 | | | 法定福利費 | |
| 定 | 取 | | | 旅費交通費 | |
| 受 | 理 | | | 通信運搬費 | |
| 指 | 收 | | | 減価償却費 | |
| 定 | 取 | | | 消耗什器備品費 | |
| 受 | 理 | | | 消耗品費 | |
| 指 | 收 | | | 修繕費 | |
| 定 | 取 | | | 印刷製本費 | |
| 受 | 理 | | | 燃料費 | |
| 指 | 收 | | | 光熱水料費 | |
| 定 | 取 | | | 賃借料 | |
| 受 | 理 | | | 保険料 | |
| 指 | 收 | | | 諸謝金 | |
| 定 | 取 | | | 租税公課 | |
| 受 | 理 | | | 支払負担金 | |
| 指 | 收 | | | 支払助成金 | |
| 定 | 取 | | | 委託費 | |
| 受 | 理 | | | 会議費 | |
| 指 | 收 | | | 支払手数料 | |
| 定 | 取 | | | 広告費 | |
| 受 | 理 | | | 事業費計 | |
| 指 | 收 | | | 管理費 | |
| 定 | 取 | | | 役員報酬 | |
| 受 | 理 | | | 給料手当 | |
| 指 | 收 | | | 賞与引当金繰入 | |
| 定 | 取 | | | 臨時雇賃金 | |
| 受 | 理 | | | 退職給付費用 | |
| 指 | 收 | | | 福利厚生費 | |
| 定 | 取 | | | 法定福利費 | |
| 受 | 理 | | | 旅費交通費 | |
| 指 | 收 | | | 通信運搬費 | |
| 定 | 取 | | | 減価償却費 | |
| 受 | 理 | | | 消耗什器備品費 | |
| 指 | 收 | | | 消耗品費 | |
| 定 | 取 | | | 修繕費 | |
| 受 | 理 | | | 印刷製本費 | |
| 指 | 收 | | | 燃料費 | |
| 定 | 取 | | | 光熱水料費 | |
| 受 | 理 | | | 賃借料 | |
| 指 | 收 | | | 保険料 | |
| 定 | 取 | | | 諸謝金 | |
| 受 | 理 | | | 租税公課 | |
| 指 | 收 | | | 支払負担金 | |
| 定 | 取 | | | 支払助成金 | |
| 受 | 理 | | | 委託費 | |
| 指 | 收 | | | 会議費 | |
| 定 | 取 | | | 支払手数料 | |
| 受 | 理 | | | 広告費 | |
| 指 | 收 | | | 事業費計 | |
| 定 | 取 | | | 管理費 | |
| 受 | 理 | | | 役員報酬 | |
| 指 | 收 | | | 給料手当 | |
| 定 | 取 | | | 賞与引当金繰入 | |
| 受 | 理 | | | 臨時雇賃金 | |
| 指 | 收 | | | 退職給付費用 | |
| 定 | 取 | | | 福利厚生費 | |
| 受 | 理 | | | 法定福利費 | |
| 指 | 收 | | | 旅費交通費 | |
| 定 | 取 | | | 通信運搬費 | |
| 受 | 理 | | | 減価償却費 | |
| 指 | 收 | | | 消耗什器備品費 | |
| 定 | 取 | | | 消耗品費 | |
| 受 | 理 | | | 修繕費 | |
| 指 | 收 | | | 印刷製本費 | |
| 定 | 取 | | | 燃料費 | |
| 受 | 理 | | | 光熱水料費 | |
| 指 | 收 | | | 賃借料 | |
| 定 | 取 | | | 保険料 | |
| 受 | 理 | | | 諸謝金 | |
| 指 | 收 | | | 租税公課 | |
| 定 | 取 | | | 支払負担金 | |
| 受 | 理 | | | 支払助成金 | |
| 指 | 收 | | | 委託費 | |
| 定 | 取 | | | 会議費 | |
| 受 | 理 | | | 支払手数料 | |
| 指 | 收 | | | 広告費 | |
| 定 | 取 | | | 事業費計 | |
| 受 | 理 | | | 管理費 | |
| 指 | 收 | | | 役員報酬 | |
| 定 | 取 | | | 給料手当 | |
| 受 | 理 | | | 賞与引当金繰入 | |
| 指 | 收 | | | 臨時雇賃金 | |
| 定 | 取 | | | 退職給付費用 | |
| 受 | 理 | | | 福利厚生費 | |
| 指 | 收 | | | 法定福利費 | |
| 定 | 取 | | | 旅費交通費 | |
| 受 | 理 | | | 通信運搬費 | |
| 指 | 收 | | | 減価償却費 | |
| 定 | 取 | | | 消耗什器備品費 | |
| 受 | 理 | | | 消耗品費 | |
| 指 | 收 | | | 修繕費 | |
| 定 | 取 | | | 印刷製本費 | |
| 受 | 理 | | | 燃料費 | |
| 指 | 收 | | | 光熱水料費 | |
| 定 | 取 | | | 賃借料 | |
| 受 | 理 | | | 保険料 | |
| 指 | 收 | | | 諸謝金 | |
| 定 | 取 | | | 租税公課 | |
| 受 | 理 | | | 支払負担金 | |
| 指 | 收 | | | 支払助成金 | |
| 定 | 取 | | | 委託費 | |
| 受 | 理 | | | 会議費 | |
| 指 | 收 | | | 支払手数料 | |
| 定 | 取 | | | 広告費 | |
| 受 | 理 | | | 事業費計 | |
| 指 | 收 | | | 管理費 | |
| 定 | 取 | | | 役員報酬 | |
| 受 | 理 | | | 給料手当 | |
| 指 | 收 | | | 賞与引当金繰入 | |
| 定 | 取 | | | 臨時雇賃金 | |
| 受 | 理 | | | 退職給付費用 | |
| 指 | 收 | | | 福利厚生費 | |
| 定 | 取 | | | 法定福利費 | |
| 受 | 理 | | | 旅費交通費 | |
| 指 | 收 | | | 通信運搬費 | |
| 定 | 取 | | | 減価償却費 | |
| 受 | 理 | | | 消耗什器備品費 | |
| 指 | 收 | | | 消耗品費 | |
| 定 | 取 | | | 修繕費 | |
| 受 | 理 | | | 印刷製本費 | |
| 指 | 收 | | | 燃料費 | |
| 定 | 取 | | | 光熱水料費 | |
| 受 | 理 | | | 賃借料 | |
| 指 | 收 | | | 保険料 | |
| 定 | 取 | | | 諸謝金 | |
| 受 | 理 | | | 租税公課 | |
| 指 | 收 | | | 支払負担金 | |
| 定 | 取 | | | 支払助成金 | |
| 受 | 理 | | | 委託費 | |
| 指 | 收 | | | 会議費 | |
| 定 | 取 | | | 支払手数料 | |
| 受 | 理 | | | 広告費 | |
| 指 | 收 | | | 事業費計 | |
| 定 | 取 | | | 管理費 | |
| 受 | 理 | | | 役員報酬 | |
| 指 | 收 | | | 給料手当 | |
| 定 | 取 | | | 賞与引当金繰入 | |
| 受 | 理 | | | 臨時雇賃金 | |
| 指 | 收 | | | 退職給付費用 | |
| 定 | 取 | | | 福利厚生費 | |
| 受 | 理 | | | 法定福利費 | |
| 指 | 收 | | | 旅費交通費 | |
| 定 | 取 | | | 通信運搬費 | |
| 受 | 理 | | | 減価償却費 | |
| 指 | 收 | | | 消耗什器備品費 | |
| 定 | 取 | | | 消耗品費 | |
| 受 | 理 | | | 修繕費 | |
| 指 | 收 | | | 印刷製本費 | |
| 定 | 取 | | | 燃料費 | |
| 受 | 理 | | | 光熱水料費 | |
| 指 | 收 | | | 賃借料 | |
| 定 | 取 | | | 保険料 | |
| 受 | 理 | | | 諸謝金 | |
| 指 | 收 | | | 租税公課 | |
| 定 | 取 | | | 支払負担金 | |
| 受 | 理 | | | 支払助成金 | |
| 指 | 收 | | | 委託費 | |
| 定 | 取 | | | 会議費 | |
| 受 | 理 | | | 支払手数料 | |
| 指 | 收 | | | 広告費 | |
| 定 | 取 | | | 事業費計 | |
| 受 | 理 | | | 管理費 | |
| 指 | 收 | | | 役員報酬 | |
| 定 | 取 | | | 給料手当 | |
| 受 | 理 | | | 賞与引当金繰入 | |
| 指 | 收 | | | 臨時雇賃金 | |
| 定 | 取 | | | 退職給付費用 | |
| 受 | 理 | | | 福利厚生費 | |
| 指 | 收 | | | 法定福利費 | |
| 定 | 取 | | | 旅費交通費 | |
| 受 | 理 | | | 通信運搬費 | |
| 指 | 收 | | | 減価償却費 | |
| 定 | 取 | | | 消耗什器備品費 | |
| 受 | 理 | | | 消耗品費 | |
| 指 | 收 | | | 修繕費 | |
| 定 | 取 | | | 印刷製本費 | |
| 受 | 理 | | | 燃料費 | |
| 指 | 收 | | | 光熱水料費 | |
| 定 | 取 | | | 賃借料 | |
| 受 | 理 | | | 保険料 | |
| 指 | 收 | | | 諸謝金 | |
| 定 | 取 | | | 租税公課 | |
| 受 | 理 | | | 支払負担金 | |
| 指 | 收 | | | 支払助成金 | |
| 定 | 取 | | | 委託費 | |
| 受 | 理 | | | 会議費 | |
| 指 | 收 | | | 支払手数料 | |
| 定 | 取 | | | 広告費 | |
| 受 | 理 | | | 事業費計 | |
| 指 | 收 | | | 管理費 | |
| 定 | 取 | | | 役員報酬 | |
| 受 | 理 | | | 給料手当 | |
| 指 | 收 | | | 賞与引当金繰入 | |
| 定 | 取 | | | 臨時雇賃金 | |
| 受 | 理 | | | 退職給付費用 | |
| 指 | 收 | | | 福利厚生費 | |
| 定 | 取 | | | 法定福利費 | |
| 受 | 理 | | | 旅費交通費 | |
| 指 | 收 | | | 通信運搬費 | |
| 定 | 取 | | | 減価償却費 | |
| 受 | 理 | | | 消耗什器備品費 | |
| 指 | 收 | | | 消耗品費 | |
| 定 | 取 | | | 修繕費 | |
| 受 | 理 | | | 印刷製本費 | |
| 指 | 收 | | | 燃料費 | |
| 定 | 取 | | | 光熱水料費 | |
| 受 | 理 | | | 賃借料 | |
| 指 | 收 | | | 保険料 | |
| 定 | 取 | | | 諸謝金 | |
| 受 | 理 | | | 租税公課 | |
| 指 | 收 | | | 支払負担金 | |
| 定 | 取 | | | 支払助成金 | |
| 受 | 理 | | | 委託費 | |
| 指 | 收 | | | 会議費 | |
| 定 | 取 | | | 支払手数料 | |
| 受 | 理 | | | 広告費 | |
| 指 | 收 | | | 事業費計 | |
| 定 | 取 | | | 管理費 | |
| 受 | 理 | | | 役員報酬 | |
| 指 | 收 | | | 給料手当 | |
| 定 | 取 | | | 賞与引当金繰入 | |
| 受 | 理 | | | 臨時雇賃金 | |
| 指 | 收 | | | 退職給付費用 | |
| 定 | 取 | | | 福利厚生費 | |
| 受 | 理 | | | 法定福利費 | |
| 指 | 收 | | | 旅費交通費 | |
| 定 | 取 | | | 通信運搬費 | |
| 受 | 理 | | | 減価償却費 | |
| 指 | 收 | | | 消耗什器備品費 | |
| 定 | 取 | | | 消耗品費 | |
| 受 | 理 | | | 修繕費 | |
| 指 | 收 | | | 印刷製本費 | |
| 定 | 取 | | | 燃料費 | |
| 受 | 理 | | | 光熱水料費 | |
| 指 | 收 | | | 賃借料 | |
| 定 | 取 | | | 保険料 | |
| 受 | 理 | | | 諸謝金 | |
| 指 | 收 | | | 租税公課 | |
| 定 | 取 | | | 支払負担金 | |
| 受 | 理 | | | 支払助成金 | |
| 指 | 收 | | | 委託費 | |
| 定 | 取 | | | 会議費 | |
| 受 | 理 | | | 支払手数料 | |

| 科 目 | | 平成22年度 | 平成23年度 | 科 目 | (単位 千円) 平成24年度 |
|---------------|-------|--------|--------------|--|---------------------------|
| 職員定利 | 手福厚生金 | 当利生縁 | 等費費入費費料引費料金費 | 2 経常外増減の部 (1) 経常外収益 固定資産売却益 固定資産売却益計 固定資産受贈益 固定資産受贈益計 その他の経常外収益 その他の経常外収益計 経常外収益計 | |
| 法務委託 | 福厚當償 | 金 | 費入費料引費料金費 | 固定資産売却損 固定資産売却損計 固定資産減損損失 減損損失計 災害損失 災害損失計 その他の経常外費用 その他の経常外費用計 経常外費用計 | 0 |
| 旅需役公減 | 用務及減課 | び免割 | 貸借料引費料金費 | (2) 経常外費用 固定資産売却損 固定資産売却損計 固定資産減損損失 減損損失計 災害損失 災害損失計 その他の経常外費用 その他の経常外費用計 経常外費用計 | 0 |
| 指定期定 | 用料及課 | び免 | 貸借料引費料金費 | 当期経常外増減額 他会計振替額 | 0 |
| 報給職員定利 | 延管理 | 資一資 | 產般管 | 当期一般正味財産増減額 一般正味財産期首残高 一般正味財産期末残高 | 2,594 73,910 76,504 |
| 法福賞退報旅交需役使負公 | 与職 | 手福厚當付 | 金 | II 指定正味財産増減の部 基本財産運用益 基本財産運用益計 特定資産運用益 特定資産運用益計 受取補助金等 受取補助金等計 受取負担金 受取負担金計 受取寄付金 受取寄付金計 固定資産受贈益 固定資産受贈益計 当期指定正味財産増減額 指定正味財産期末残高 | 0 |
| 経常費用計 | 用料及課 | び | 貸借付 | III 正味財産期末残高 | 76,504 |
| 2 経常外増減の部 | | | | | |
| (1) 経常外収益 | | | | | |
| 経常外収益計 | | | | | |
| (2) 経常外費用 | | | | | |
| 経常外費用計 | | | | | |
| 当期経常外増減額 | | | | | |
| 2 経常外増減額 | | | | | |
| 当期一般正味財産増減額 | | | | | |
| 一般正味財産期首残高 | | | | | |
| 一般正味財産期末残高 | | | | | |
| II 指定正味財産増減の部 | | | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | | | | | |
| 指定正味財産期首残高 | | | | | |
| 指定正味財産期末残高 | | | | | |
| III 正味財産期末残高 | | | | | |
| | | | | | |

③ 財務情報の開示状況

パルティのホームページに電子公告している。また、理事会及び評議員会の議事録とともに決算書を備え置き、情報公開している。

(9) 今後の経営課題

① 過去の組織再編

平成23年4月1日の県出先機関の設置の際に、財団の業務の見直しがあり、相談業務と啓発学習研修事業の一部が県の所管となったこと等から、財団の組織は、平成22年度の3課（総務課、啓発支援課、情報相談課の職員数25名）体制から現在の2課（総務課、啓発支援課の13名）体制となる。

② 公益認定時期

平成24年4月1日

③ その他法人が認識している経営課題

- (i) 建設後17年経過し、施設の老朽化による修理箇所が増えつつある。小口修繕については財団負担となっており、修繕にかかる一連の手間と経費が増えつつある。
- (ii) 男女共同参画の推進に資する事業のためにパルティを利用する場合には減免規定により、半額あるいは全額免除になる。そういう利用が増えるのは施設の設置目的を果たすことでもあり喜ばしいが、反面収入減となり、結果として経営上の課題となる。

(10) 監査の結果

① 注記等の表示について（指摘事項）

財務諸表に対する注記等について、「公益法人会計基準の運用指針」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）に則していない表示が、下記のとおり散見された。上記指針の「1. 設定について」に記載されているとおり、「公益法人制度のもとで、法人運営の適切な状況を広く法人の関係者に伝えるため」同指針に則った表示を行うべきである。

なお、下記の表中の（注）は、包括外部監査人のコメントである。

| 財団の表示 | 公益法人会計基準の運用指針 |
|---|--|
| 平成24年度 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 | 記載なし (注：注記は附属明細書の記載事項ではない。) |
| ○計算書類に対する注記 | <u>財務諸表に対する注記</u> |
| 1 重要な会計方針 (2) 引当金の計上基準について (注：貸借対照表の科目名は「退職給付引当金」であるが、注記では「退職給与引当金」と記載されている。) | 引当金の計上基準 |
| 1 重要な会計方針 (4) 資金の範囲 | 記載なし (注：キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、記載不要と思われる。) |
| 2 基本財産及び特定資産の明細 | 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高 (注：「基本財産及び特定資産の明細」は附属明細書の記載事項である。) |
| 記載なし (注：記載漏れ。) | 基本財産及び特定資産の財源等の内訳 |
| 3 引当金の明細 | 記載なし (注：「引当金の明細」は附属明細書の記載事項である。) |
| 4 固定資産明細 (注：什器備品（少額減価償却資産）として取得価額149,000円のノートPCが記載されている。一方、財団の会計規程第48条には、固定資産の範囲として「耐用年数1年以上で、かつ取得価額が20万円以上のものを固定資産という。」と規定されている。) | 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 |
| 5 次期繰越収支差額 | 記載なし (注：公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項であれば記載が必要であるが、そうでない場合には記載不要。) |
| 6 他会計振替額 | 記載なし (注：公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項であれば記載が必要であるが、そうでない場合には記載不要。) |

| | |
|--|---------------------------------|
| 記載なし (注：記載漏れ。) | 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高 |
| 注記の項目として記載 (注：注記の項目としてではなく、注記とは別建てで記載すべきである。) | 附属明細書 |

② 会計規程の改訂について（指摘事項）

公益財団法人への移行に伴い、平成 24 年度以降、財団は、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の 3 つの会計区分を設けている。しかし、公益財団法人とちぎ男女共同参画財団会計規程第 5 条は「財団の会計は、一般会計と特別会計とし、特別会計は業務遂行上必要がある場合に理事会の承認を得て設けるものとする。」となったままであり、旧財団法人当時から改訂されていない。実態に合わせ、会計規程を変更すべきである。

③ 特定職員の期末手当について（指摘事項）

財団の特定職員に期末手当が支給されているが、現状の職員給与規程では期末手当の定めがないため、規程外の支給となっており、規程を変更すべきである。

（事実関係）

財団の職員給与規程の第 13 条 2 項には、「特定職員（県を退職し、県の斡旋により職員となった者）には、第 2 条、第 8 条及び第 9 条の規定にかかわらず、給料、通勤手当を支給する。」と規定されている。第 2 条の給与の種類には期末手当と明示されているのに、第 13 条 2 項では期末手当について明確な記載がない。実務では、県より「平成 24 年度の O B 報酬について（平成 24 年 1 月 4 日）」と題する通達により、期末手当が特定職員にも支給されている。現状の職員給与規程では、特定職員に期末手当を支給する定めとはなっていないため、規程に不備がある。

④ 法人税等の計算

(i) 収益事業の課税所得計算について（意見）

収益事業の税金計算において、財団の決算による法人会計の収益・費用を公益目的事業会計、収益事業等会計に配分した上で、収益事業の所得計算をしているが、法人会計の收支を再配分する必要性があるのか疑問である。

財団の決算では、指定管理の委託料を公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計に分けた上で計上しているため、法人会計の收支を公益目的事業会計、収益事業等会計に再配分している。

しかし、法人会計の指定管理受託事業収益は、下記の規定「委託料上限額の積算根拠について」により客観的に定まるものであり、県の示した算出根拠に従ったもので財団が任意に決めた金額ではない。また、委託料の公益目的事業と収益事業への区分は、公益認定の際に使用した平成 23 年 4 月から 8 月までの施設の使用実績に基づく面積割合を使って分けている。指定管理者契約に基づき金額が個別に定まっているものではなく、区分のための絶対的な基準があるわけではない。

法人税法上の収益事業の課税所得計算に際し、法人会計の収益費用をすべて再配分する方法に変えて、財団の決算より確定した収益事業等会計の当期一般正味財産増減額をそのまま利用

することは問題ないものと考える。税務問題であるため、管轄税務署に問い合わせた上で処理を検討すべきである。

(事実関係)

公益法人会計では、法人の会計を公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の3つに区分し、収益、費用を各会計区分に分類する。事業収益は、公益目的事業と収益事業に明確に区分できるものはその区分に従う。財団では、法人会計に係る指定管理受託事業収益を、平成20年8月5日に開催されたとちぎ男女共同参画センター指定管理者現地説明会において配布された指定管理者公募要領の「5 県が支払う委託料の上限額等」の算定資料「委託料上限額の積算根拠について」に従って算出している。「委託料上限額の積算根拠について」によると財団の一般管理費に対応する委託料として、「事業者の役員、総務職員等の本部経費、営業のための経費、指定管理業務に直接かかるものではないが、事業者として必要な経費」を一般管理費と定義し、「直接人件費+維持管理費+事業費」の合計額が1億円までは10%、1億円を超える部分については5%を計上すると規定している。また、費用である事業費及び管理費の区分は、公益認定の際の申請資料に従っている。

法人税法上の収益事業の課税所得を計算する際に、平成24年度は財団の決算により確定した収益事業等会計の金額に、法人会計の収益費用を施設の使用割合や面積割合等一定の基準により公益目的事業と収益事業とに再配分して収益事業の損益を算出している。

(ii) 他会計振替額（みなし寄付金）について（意見）

公益法人等のみなし寄付金について、平成24年度は法人税等の計算上不利な方法を採用しているが、収益事業等の利益の100%まで繰入れることが可能である。

(事実関係)

公益法人認定法によると、財団が収益事業を行う場合において、収益事業等から生じた利益の50%は公益目的事業財産に繰り入れなければならないと定められている。更に、貸借対照表において公益目的事業と収益事業等とに区分経理を行うことを条件に、収益事業等の利益の50%を超えて100%まで繰入れることが可能である。但し、その際は収支相償の計算規定による制限がある。

財団は、平成24年度において収益事業等から生じた利益の50%である1,692千円を繰入れている。この処理は、当初貸借対照表を公益目的事業と収益事業等とに区分経理することが難しいと判断したためである。結局、県の所管課から要請があり区分経理した貸借対照表を作成しているため、利益の100%まで繰入れる方法を採用することができる状況である。平成24年度の収益事業等会計の当期経常増減額は7,499千円であり、管理費を按分した後の当期利益3,385千円を繰入れることが可能である。

$$\text{収益事業等当期経常増減額 } 7,499 \text{ 千円} - \text{管理費 } 14,362 \text{ 千円} \times (\text{収益事業等の経常費用 } 44,290 \text{ 千円} \div \text{事業費計 } 154,638) = 3,385 \text{ 千円}$$

⑤ 指定管理者制度の中の利用料金制について（意見）

指定管理者へ運営を委ねた公益的施設に利用料金制を取り入れることは、減免制度等の措置がある場合、運用面で問題がある。

指定管理委託料は、利用料金収入見込額を控除して積算されており、指定管理者にとって有料料金の貸出しを一定額維持しなければならない制度となっている。しかし、公益目的の利用を優先すると料金の減免制度があるため利用料金が減ってしまう。

一方、公益財団法人とすれば公益目的のために受託施設を運営することが財団の第一義的な使命である。施設本来の目的に利用を優先するとなると、財団を運営するための財源が減ってしまうというジレンマがある。財団にとって、利用料金制と減免措置の組み合わせは、本来の目的のために施設を使用することを阻害する要因になる。

利用料金制度を廃止することは、指定管理者に対する動機付けが無くなる。ならば、利用料金制度を維持しながらも、公的的事業に伴う減免制度による財団負担部分を、委託者である県が肩代わりする等の対策が必要である。

（事実関係）

財団は、指定管理者導入に際し施設貸出しを行うにあたり利用料金制度が義務付けられている。利用料金制度の場合、施設利用料は全て財団の収入となるため財団に動機付けを与えることができると同時に、利用者サービスの向上が図れることの利点があるとされる。

平成 24 年度の決算で見ると、施設利用料収益は総額 17,859 千円である。内訳は、公益目的事業の貸出しが 4,795 千円、収益事業の貸出しが 13,064 千円（法人会計に区分された 1,786 千円を含む）である。公益目的事業の貸出しの場合、減免制度や無料貸出し制度があるが、財団がそのために助成している金額は 4,458 千円である。公益目的事業のための施設貸出しにおいて、財団の実質的な収入となる金額は両者の差額であり 337 千円と僅かである。

2. 公益目的事業会計

(1) 公益目的事業の分類と会計区分

財団が行っている公益目的事業とそれらの会計区分の対応関係は以下のとおりである。

| 事業分類 | | 会計区分 |
|----------------|---------------------|--------|
| 1 情報収集提供事業 | (1) 情報ライブラリーの運営 | 指定管理事業 |
| | (2) 情報誌の発行 | 補助事業 |
| | (3) 講座案内等の発行 | |
| 2 調査研究事業 | | 補助事業 |
| 3 相談支援事業 | (1) 相談助言・活動支援 | 自主事業 |
| | (2) グループ相談講座 | 補助事業 |
| 4 啓発・学習・研修事業 | (1) 社会参加支援事業 | 補助事業 |
| | (2) 自主活動支援事業 | |
| | (3) 重点項目推進事業 | |
| | (4) 出張セミナー | |
| | (5) 一時保育事業 | |
| 5 活動拠点施設管理運営事業 | (1) 施設利用貸出 | 指定管理事業 |
| | (2) フェスタ in パルティの実施 | |
| | (3) 交流サロン会議の実施 | 補助事業 |
| | (4) 一時保育助成等事業 | 自主事業 |
| 6 その他必要な事業 | (防災パンフレットの作成) | 受託事業 |

(2) 収益の内訳

収益の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 【収益の内訳】 | 金額 |
|-----------------|---------|
| 補助事業受講料収益 | 2,430 |
| 自主事業収益 | 18 |
| 施設利用料収益（注1） | 4,795 |
| 啓発受託事業収益 | 1,145 |
| 指定管理受託事業収益（注1） | 75,527 |
| 受取地方公共団体補助金（注2） | 23,044 |
| 収益合計 | 106,959 |

(注1) 施設利用料収益と指定管理受託事業収益については、収益事業等会計及び法人会計にも按分計上されている。上記は、公益目的事業会計に按分された金額である。

(注2) 受取地方公共団体補助金は、すべて県からの補助金であり、その内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 【補助金の内訳】 | 金額 |
|----------|--------|
| 事業費 | 4,058 |
| 人件費 | 18,986 |
| 合計 | 23,044 |

(3) 監査の結果

① 貯蔵品の計上について（指摘事項）

下記の印刷物については、期末時点での在庫数量があるにもかかわらず、会計上、資産として計上されていない。実地棚卸を行って期末時点での数量を確定させた上、適正な単価を乗じて、貯蔵品等の科目により資産計上すべきである。なお、3月末時点の在庫金額を試算したところ、約301千円であった。

| 印刷物名称等 | | 発行年月 | 発行部数 | 期末残高 |
|----------------------|------------|----------|--------|-------|
| 情報誌パルティ | 133号（8月号） | 平成24年8月 | 10,500 | 200 |
| | 134号（12月号） | 平成24年12月 | 10,500 | 750 |
| | 135号（3月号） | 平成25年3月 | 10,500 | 400 |
| 講座案内 | 平成24年後期 | 平成24年7月 | 25,000 | 100 |
| | 平成25年前期 | 平成25年3月 | 25,000 | 2,100 |
| 男女共同参画&キャリアを考える学習ノート | | 平成24年11月 | 2,000 | 1,234 |
| 防災啓発パンフレット | 県民向け | 平成25年1月 | 30,000 | 4,353 |
| | 行政・リーダー向け | 平成25年1月 | 10,000 | 1,738 |

上記印刷物の他にも、貯蔵品等の科目により資産計上すべき、コピー機のトナー等の事務用品在庫を保有している。これらについては、平成24年度末の在庫金額は不明であるが、今後は、重要性に鑑みて資産計上の要否を検討する必要がある。

3. 収益事業等会計

(1) 収益事業の主な内容

財団が行っている収益事業は以下のとおりである。

- ① 施設貸与事業（注）
- ② 自動販売機の設置による飲料の販売

（注）施設貸与のうち、栃木県条例第10条の規定による利用料金の減免対象となるものは公益目的事業会計、それ以外のものは収益事業等会計に分類している。

(2) 施設利用料

（単位：円）

| | 定員 | 利用時間区分 | | |
|-------------|------|--------|---------|---------|
| | | 9時～12時 | 13時～17時 | 18時～21時 |
| ホール | 378名 | 15,000 | 20,100 | 15,000 |
| 研修室 101 | 16名 | 1,280 | 1,710 | 1,280 |
| 研修室 201 | 55名 | 2,570 | 3,430 | 2,570 |
| 研修室 202 | 22名 | 1,280 | 1,710 | 1,280 |
| 研修室 203 | 22名 | 1,600 | 2,130 | 1,600 |
| 研修室 301 | A | 2,570 | 3,430 | 2,570 |
| | B | 2,570 | 3,430 | 2,570 |
| 研修室 302 | A | 2,570 | 3,430 | 2,570 |
| | B | 1,600 | 2,130 | 1,600 |
| 研修室 303 | 20名 | 1,600 | 2,130 | 1,600 |
| 研修室 304 | 40名 | 3,540 | 4,720 | 3,540 |
| 会議室 | 30名 | 3,210 | 4,280 | 3,210 |
| OA研修室 | 20名 | 2,570 | 3,430 | 2,570 |
| 和室 | 1 | 15畳 | 1,280 | 1,710 |
| | 2 | 12畳 | 1,280 | 1,710 |
| ライフアトリエ | 調理 | 20名 | 1,600 | 2,130 |
| | 手工芸 | 20名 | 1,600 | 2,130 |
| パフォーマンススタジオ | | | 4,180 | 5,580 |
| 調理実習室 | 30名 | 3,540 | 4,720 | 3,540 |
| テニスコート | | | 420 | 420 |

(3) 収益の内訳

収益の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 【収益の内訳】 | 金額 |
|------------|--------|
| 施設利用料収益 | 11,278 |
| 指定管理受託事業収益 | 40,511 |
| 収益合計 | 51,789 |

施設利用料収益と指定管理受託事業収益については、公益目的事業会計及び法人会計にも按分計上されている。上記は、収益事業等会計に按分された金額である。

(4) 監査の結果

① 貸館の利用率について（意見）

(i) 積働状況

一般利用者の利用率（公益目的事業を除く）

| 施設名称 | 利用日数（日） | 利用率（%） |
|-------------|---------|-----------------------------------|
| ホール | 143 | 48.0 |
| 研修室 101 | 138 | 46.3 |
| 研修室 201 | 64 | 21.5 |
| 研修室 202 | 107 | 35.9 |
| 研修室 203 | 68 | 22.8 |
| 研修室 301 | 145 | 48.7 |
| 研修室 302 | 154 | 51.7 |
| 研修室 303 | 81 | 27.2 |
| 研修室 304 | 83 | 27.9 |
| 会議室 | 35 | 11.7 |
| ○A研修室 | 10 | 3.4 |
| 和室 | 88 | 29.5 |
| ライフアトリエコーナー | 28 | 25.2 (団体利用日 年間 111 日を分母に計算) |
| パフォーマンススタジオ | 84 | 77.8 (団体利用日 年間 108 日を分母に計算) |
| 調理実習室 | 17 | 5.7 |
| テニスコート | 108 | 36.2 |
| 合計 | 1,353 | 30.8 |

なお、一日に1回以上使用されれば利用日数1日として計算している。

(ii) 利率が芳しくない理由と財団の対策状況

前掲のとおり、一般利用者の利用率が50%を超える施設はほとんどなく、施設全体の平均利用率は30%程度と芳しくない。特に○A研修室はパソコンが20台設置されておりコストがかかっている施設であるにも関わらず、一般利用者の利用は年間10日間しかない。そのうち、5日間は1団体がパソコン講座に利用したものである。

利用率が芳しくない理由としては、施設の老朽化、ホール（378名収容可能）の利用があるときに駐車場が不足すること、一般利用者から男女共同参画を目的とした活動でしか利用できないと誤解されている節があること、が挙げられる。

財団は利用率を上げる対策として、広告宣伝活動（講座案内を新聞折込で広告、講座案内を公共施設に配布、ラジオCMにて講座を宣伝、施設利用案内のリーフレットを県庁に備置）、施設予約状況のホームページへの掲載、託児施設の設置、バリアフリー化等の措置を講じている。

（iii）意見

「とちぎ男女共同参画センター」という施設名称や、施設利用案内のリーフレットに記載されている設立趣旨等から、利用目的は男女共同参画を目的とした活動に限られると一般利用者に誤解されている可能性は高い。今後は、そのような誤解を払拭するためのPR活動にも力を入れる必要がある。

② 減免制度の利用率について（意見）

（i）減免制度について

| 減免対象 | 減免できる額 |
|--|------------------------|
| 県が男女共同参画の推進に関する事業を行うために利用する場合 | 利用料金の全額 |
| 県から男女共同参画の推進に関する事業の委託を受けた者が、その事業を行うために利用する場合 | 利用料金の全額 |
| センターの利用者が男女共同参画の推進を直接の目的として利用する場合 | 利用料金の二分の一の額 |
| 財団が、県から補助を受けて男女共同参画の推進に関する事業を行うために利用する場合 | 利用料金の二分の一の額 |
| 財団と共に催で、男女共同参画を直接の目的として事業を行うために利用する場合 | 利用料金の全額 |
| その他、財団理事長が特に減免する必要があると判断する場合 | 県と協議の上、利用料金の全額又は二分の一の額 |

（ii）利用料の減免制度の周知方法

利用料の減免制度については、パルティのホームページに「利用者が（男女共同参画の推進を直接の目的として利用する場合）の附属設備及び器具並びに施設の利用料について、申請により利用料の1/2を減額しますが、詳しくは、センターにお尋ねください。」との文言を掲載している。また、受付窓口にて予約申込書に記載された利用目的を確認して、個別に減免制度を案内している。

一方、財団の施設利用案内のリーフレットには施設利用料の一覧を記載しているにも関わらず、減免制度の存在について触れていない。また、受付窓口にも減免制度についての掲示はされていない。

（iii）意見

一般利用者で平成24年度の一年間に減免制度を利用した団体数は19団体に過ぎず、減免制度が十分に周知されているとは言い難い状況である。

施設利用案内のリーフレットへの掲載や受付窓口での掲示等により、減免制度のより一層の周知を図ることが望ましい。

③ 故障中の機器の修理について（指摘事項）

3階のパフォーマンススタジオ横のラウンジにランニングマシン等の運動機器を利用するスペースがあり、そこにマッサージチェアが1台設置されているが、故障したまま数年間放置されている。早急に廃棄も含めた対策を講じる必要がある。

V. 株式会社日光自然博物館

1. 概要

(1) 目的

日光国立公園等を訪れる人々に自然や文化の情報を提供し、併せて観光産業の振興を図るため日光自然博物館を設置する。(県の「とちぎ新時代創造計画」に基づく日光自然博物館基本計画を昭和 63 年 7 月に決定)

(2) 所在地

栃木県日光市中宮祠 2480 番地 1 号

(3) 沿革

① 年表

| | |
|------------------|---|
| 昭和 63 年 11 月 1 日 | 株式会社日光自然博物館（以下会社と称す）設立 |
| 平成 2 年 4 月 | 社員 7 名で仮事務所（旧中宮祠治山工事事務所）にて開業準備開始 |
| 平成 3 年 4 月 | 栃木県立日光自然博物館業務を受託 |
| 7 月 17 日 | 栃木県立日光自然博物館開館 |
| 平成 4 年 7 月 | オオハングンソウ除去作戦及び自然に親しむ観察会業務を受託 |
| 平成 5 年 4 月 | 日光市道 1002 号線において低公害バスの運行業務開始 |
| 平成 8 年 10 月 | 奥日光地区駐車場（男体第一・男体第二駐車場）の有料化に伴い管理業務受託（利用料金制） |
| 平成 9 年 4 月 | 栃木県立日光自然博物館業務受託から栃木県立日光自然博物館管理運営業務受託となる |
| 平成 9 年 10 月 | 奥日光地区駐車場（華厳の滝第一駐車場）有料化に伴い管理業務受託（利用料金制） |
| 平成 10 年 2 月 | 旧イタリア大使館夏季別荘管理業務受託（平成 11 年度末まで） |
| 平成 10 年 4 月 | 自然解説員制度発足 |
| 平成 10 年 10 月 | 奥日光地区駐車場（華厳の滝第二駐車場）有料化に伴い管理業務受託（利用料金制） |
| 平成 11 年 4 月 | 日光市所在県有自然公園施設清掃管理業務受託 日光国立公園清掃業務受託 日光霧降スケートセンターにおいてレストラン「もみの木」の営業開始 |
| 9 月 | 館内エントランスホールに「自然情報センター」設置 |
| 11 月 | 日光市道 1059 号線自然環境保全事業業務受託 |
| 平成 12 年 4 月 | 栃木県立日光自然博物館管理運営業務が利用料金制となる |
| 10 月 | イタリア大使館別荘記念公園管理業務受託 |
| 平成 13 年 4 月 | 中禅寺湖畔園地管理業務受託 奥日光地区 4 駐車場のうち男体第一・第二駐車場を湖畔第一第二駐車場と名称変更 |
| 平成 14 年 4 月 | 赤沼自然情報センター管理業務受託 |

| | |
|-----------------|--|
| 11月 | 中禅寺湖畔ポートハウス管理業務受託 |
| 平成 15 年 3 月 | 館内のレストラン「彩鳴館」及び日光霧降スケートセンターの レストラン「もみの木」閉業 |
| 平成 18 年 4 月 1 日 | 栃木県から指定管理者の指定（平成 18 年度～平成 20 年度の 3 年間）を受け、栃木県立日光自然博物館及び奥日光地区駐車場 の管理運営業務を受託 |
| 平成 20 年 3 月 1 日 | 栃木県立日光自然博物館のリニューアルオープン及びオープン セレモニーを開催（栃木県主催による） |
| 平成 21 年 4 月 1 日 | 栃木県から指定管理者の指定（平成 21 年度～平成 25 年度の 5 年間）を受け、栃木県立日光自然博物館及び奥日光地区駐車 場の管理運営業務を受託 |

② 重要な事業の開始、改廃

【県の委託に基づく事業】

- ・栃木県立日光自然博物館の管理運営業務 平成 3 年 7 月～現在
- ・奥日光地区駐車場の管理運営及び駐車場周辺地地区の環境保全事業 平成 8 年～現在
- ・自然解説案内業務 平成 16 年～現在
- ・自然情報提供事業 平成 3 年～現在
- ・赤沼自然情報センターの管理運営業務 平成 14 年～現在
- ・イタリア大使館別荘記念公園の管理運営業務 平成 12 年～現在
- ・中禅寺湖畔ポートハウスの管理業務 平成 14 年～現在
- ・公園利用施設の管理業務（公衆トイレ、園地、駐車場等） 平成 3 年～現在

【自主事業】

- ・売店等の商品販売業務 平成 3 年～現在
- ・直営レストランの運営 平成 3 年～平成 14 年

【環境保全協働事業】

- ・低公害バス運行業務 平成 5 年～現在

(4) 役員の状況

- ① 人数 取締役 7 名（常勤 1 名）、監査役 2 名
- ② 報酬総額 常勤取締役 1 名に対するもの 4,999,692 円
非常勤取締役に対するものは無報酬である

(5) 社員の状況

- ① 社員 12 名（うち○B 等 6 名）、契約社員 6 名
- ② 平均年齢 54.1 歳（社員 12 名）（注）平成 25 年 3 月 31 日現在
- ③ 平成 24 年度の報酬総額及び平均給与金額（社員 12 名、契約社員 6 名の合計）
年間報酬総額（給与と賞与の合計）

社員分 53,014,187 円

契約社員分 17,288,738 円

社員 12 名の平均年間給与（賞与を含む） 4,417,849 円（1 人当たり）

契約社員 6 名の平均年間給与（賞与を含む） 2,881,456 円（1 人当たり）

(6) 県との関係

① 県からの出資

県からの出資の総額は、1億2千万円であり出資割合は、40.0%である。

② 県との契約関係

指定管理者の具体的な内容

期間 平成21年4月1日～平成26年3月31日

委託料 99,434,286円（平成24年度実績・5年間同額である）

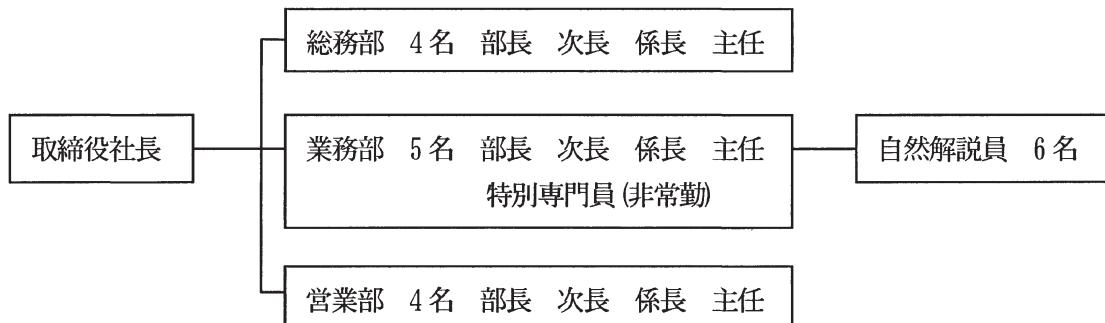
③ 県職員OBの役職員等

3名（役員1名、社員2名）

3名の給与総額 12,636,592円

県職員OBのうち、役員である代表取締役社長は元県環境森林部次長であり、社員2名は元県宇都宮労政事務所長及び元参事兼県林業センター場長である。

④ 組織図（平成25年3月31日現在）



(7) 事業の状況

以下の事業を行っている。このうち、博物館の管理運営業務、奥日光地区駐車場の管理及び駐車場周辺地域環境保全事業、自然解説案内業務、自然情報提供事業、赤沼自然情報センター管理運営業務、イタリア大使館別荘記念公園管理運営業務、中禅寺湖畔ボートハウス管理運営業務、公園利用施設の管理業務は指定管理事業であり、売店等の商品販売業務は一般収益事業、低公害バス運行業務は環境保全協働事業である。

- ・博物館の管理運営業務
- ・奥日光地区駐車場の管理及び駐車場周辺地域の環境保全事業
- ・自然解説案内業務
- ・自然情報提供事業
- ・赤沼自然情報センター管理運営業務
- ・イタリア大使館別荘記念公園管理運営業務
- ・中禅寺湖畔ボートハウス管理運営業務
- ・公園利用施設の管理業務
- ・売店等の商品販売業務
- ・低公害バス運行業務

(8) 財務状況

① 準拠している会計基準

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠

② 過去3期分の財務諸表

(i) 貸借対照表の推移

(単位：千円)

| 科 目 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 金額 | 金額 | 金額 |
| 流動資産 | 232, 869 | 305, 317 | 254, 071 |
| 現金 | 1, 013 | 1, 621 | 1, 037 |
| 預金 | 175, 856 | 196, 940 | 193, 396 |
| 商品 | 5, 350 | 5, 106 | 6, 029 |
| 貯蔵品 | 519 | 1, 212 | 944 |
| 前払費用 | 4 | 2 | 5 |
| 未収入金 | 84 | 437 | 559 |
| 有価証券 | 50, 040 | 99, 996 | 50, 012 |
| 未収法人税等 | - | - | 2, 086 |
| 固定資産 | 130, 555 | 77, 956 | 127, 890 |
| 有形固定資産 | 29, 609 | 26, 745 | 26, 671 |
| 建物 | 9, 562 | 7, 407 | 5, 253 |
| 建物付属設備 | 524 | 918 | 740 |
| 構築物 | 10, 657 | 10, 162 | 9, 669 |
| 機械装置 | 5, 642 | 5, 153 | 4, 665 |
| 車両運搬具 | 542 | 1, 190 | 2, 080 |
| 工具器具備品 | 2, 681 | 1, 912 | 4, 262 |
| 無形固定資産 | 944 | 1, 176 | 1, 129 |
| 電話加入権 | 944 | 944 | 944 |
| ソフトウェア | - | 232 | 185 |
| 投資その他の資産 | 100, 001 | 50, 035 | 100, 089 |
| 投資有価証券 | 99, 991 | 50, 025 | 100, 070 |
| 長期預託金 | 10 | 10 | 19 |
| 資産合計 | 363, 425 | 383, 274 | 381, 962 |
| 流動負債 | 15, 866 | 21, 817 | 13, 880 |
| 買掛金 | 0 | 0 | 0 |
| 未払金 | 3, 229 | 7, 542 | 8, 055 |
| 未払法人税等 | 5, 840 | 8, 090 | 360 |
| 預り金 | 972 | - | 670 |
| 未払消費税 | 2, 470 | 2, 428 | 1, 628 |
| 賞与引当金 | 3, 353 | 3, 756 | 3, 164 |
| 固定負債 | 31, 063 | 34, 772 | 36, 992 |
| 退職給付引当金 | 31, 063 | 34, 772 | 36, 992 |
| 負債合計 | 46, 930 | 56, 590 | 50, 873 |
| 株主資本 | 316, 495 | 326, 684 | 331, 089 |
| 資本金 | 300, 000 | 300, 000 | 300, 000 |
| 利益剰余金 | 16, 495 | 26, 684 | 31, 089 |
| 純資産合計 | 316, 495 | 326, 684 | 331, 089 |
| 負債・純資産合計 | 363, 425 | 383, 274 | 381, 962 |

(注) 決算書は消費税抜きで表示している

(ii) 正味財産計算書の推移（損益計算書）

(単位：千円)

| 科 目 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|---------------|---------|---------|---------|
| | 金額 | 金額 | 金額 |
| 売上高 | | | |
| 指定管理業務受託収入 | 99,434 | 99,532 | 99,434 |
| 業務受託料収入 | 3,852 | 755 | 3,530 |
| 観覧料収入 | 8,634 | 8,019 | 7,822 |
| 駐車場収入 | 99,924 | 83,113 | 91,625 |
| 自然解説案内収入 | 8,914 | 9,367 | 8,824 |
| バス事業売上 | 27,221 | 35,884 | 29,900 |
| 売店売上 | 10,545 | 10,825 | 12,473 |
| 物品賃貸料収入 | 269 | 217 | 211 |
| 計 | 258,795 | 247,716 | 253,821 |
| 売上原価 | | | |
| 期首棚卸高 | 5,340 | 5,350 | 5,106 |
| 売店仕入 | 4,240 | 4,060 | 5,847 |
| イタリア大使館売店仕入 | － | 510 | 566 |
| 期末棚卸高 | ▲5,350 | ▲5,106 | ▲6,029 |
| 計 | 4,230 | 4,815 | 5,492 |
| 売上総利益 | 254,565 | 242,901 | 248,329 |
| 販売費及び一般管理費 | 248,093 | 232,227 | 255,506 |
| 営業利益 | 6,472 | 10,673 | ▲7,177 |
| 営業外収益 | | | |
| 受取利息 | 61 | 88 | 52 |
| 協力金収入 | 2,643 | 3,710 | 3,992 |
| 有価証券利息 | 623 | 160 | 128 |
| 雑収入 | 226 | 7,207 | 11,498 |
| 計 | 3,554 | 11,166 | 15,671 |
| 営業外費用 | | | |
| 雑損失 | － | 1 | － |
| 経常利益 | 10,026 | 21,838 | 8,494 |
| 特別損失 | | | |
| 固定資産除却損 | － | 7 | 8 |
| 税引前当期純利益 | 10,026 | 21,830 | 8,486 |
| 法人税、住民税及び事業税等 | 7,103 | 11,641 | 4,081 |
| 当期純利益 | 2,923 | 10,188 | 4,404 |

(注) 決算書は消費税抜きで表示している

③ 財務情報の開示状況

- ・県議会への経営状況報告
- ・決算書は本店に備置き
- ・インターネットホームページの掲載は行っていない

(9) 今後の経営課題

① 過去の組織再編

- レストラン部門の廃止（平成14年度末）
- 館内案内業務から自然解説案内業務への移行（平成10年度）

② 公益認定（指定管理移行）時期

平成18年4月1日

③ その他法人が認識している経営課題

- (i) 会社の売上が東日本大震災前の水準まで回復していない。増収対策への取り組みを強化するとともに一段と経費削減を図り経営基盤の安定化に取り組む必要がある。
- (ii) 開館から 22 年を経過し、配管や暖房設備、映像設備等の老朽化が進んでおり、優先順位が高いものから順次更新されているが、未更新の設備に関し不良箇所の早期把握に努めるとともに早期更新に向けて県との協議が必要である。特に、映像設備の老朽化対策やものしりコーナー等施設更新が必要である。
- (iii) 平成 13 年以来プロパー社員を採用しておらず、年々社員の平均年齢は高齢化しつつある。

(10) 監査の結果

① 棚卸資産の管理について（指摘事項）

会社は、販売する商品ごとに商品受払簿を管理補助簿として作成している。月ごとの受払の計算が正確に行われておらず、また、大量の棚卸の所在不明があったがその分析もされていない。記入の方法も担当者ごとにばらばらで、記号等が記載されているがその内容も不明である。年度末に商品受払簿の締め切りも行われていない。

会社は、適正な商品受払簿を作成し管理を適切に行うべきである。また、行方の分からぬ棚卸資産の原因分析を行い、適切な対策を講じるべきである。

② 貯蔵品の管理について（指摘事項）

切手受払簿が作成され、切手、収入印紙及び葉書とともにファイルに保存されている。切手受払簿（ファイル）中に現金 950 円が入っていたが、その原因は職員が葉書を私用で使い、負担分を現金で入れていたためである。葉書については、実際有り高と切手受払簿とに差異があるが原因は不明である。年度末に切手受払簿の締め切りもされていなかった。

職員の私用による切手等貯蔵品の使用を防止し、年度末に切手の実査、管理簿の締め切りを行う等貯蔵品の適切な管理を行うべきである。

③ 制服作成に係る経費について（指摘事項）

平成 24 年度決算書上、職員の着用する制服代金 379, 260 円が販売費に計上されている。この職員の着用する制服は平成 25 年度から使用開始しているが、会社は資産（貯蔵品）計上していない。平成 24 年度の決算書上貯蔵品を計上すべきである。

④ 試供品や協賛品の売上計上について（指摘事項）

会社が協賛品として提供する商品や交際費等として利用する商品が、売上として計上されている。この会計処理により計上された平成 24 年度の総額は、584, 675 円である。会社が計上した会計仕訳は以下のとおりである。

（借方）（広告宣伝費等の販売費） ××× / （貸方）（売上高） ×××

売上高については消費税法上の不課税売上高として計上されており、消費税額の計算に影響はない。

本来、試供品や協賛品の目的で提供する商品は売上とすべきでなく、他勘定振替として売上原価からの控除項目として表示すべきである。

⑤ 中禅寺湖ポートハウスの箇所改善について（意見）

会社は、中禅寺湖ポートハウスの管理業務を行っている。ポートハウスの場所は、車で日光いろは坂方面から国道120号線を群馬県方面に向かう大きな左カーブの途中にあり、手前に標識等の設置も見にくく場所が分かりづらい。

観光シーズンには園地内のベンチも不足する。さらに、ポートハウスの2階ウッドデッキから落ちる雨水で、1階は常に藻が生えた状態で滑りやすく危険である。

ポートハウスは、第二次世界大戦後GHQが保養を目的に建てた歴史ある建物である。県は、これら不便な点を改善し、ポートハウスがより一層の観光拠点となるよう広報活動と利用促進を図るべきである。

⑥ 退職給付引当金の計上誤りについて（指摘事項）

退職給付引当金は、平成23年度の財務諸表上、本来昇給前の基本給を基礎に算定すべきところ、昇給後の基本給を基礎に算定していた。このため、平成23年度の貸借対照表上、退職給付引当金が1,080千円過大に計上されていた。平成24年度では、昇給前の基本給を基礎に算定されており、退職給付引当金期末残高は適正に計上されているが、損益計算書上、退職給付引当金繰入額（販売費及び一般管理費）が1,080千円少なく計上されていた。

各事業年度ごとに適正な退職給付引当金の計上を行うべきである。

⑦ 隨意契約で行われる業務委託について（意見）

会社が随意契約により外部委託をしている主な業務と委託金額の過去3年間の推移は、以下の通りである。

主な業務委託の過去3年間の推移表 (単位:千円)

| 委託業務名 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|
| 日光自然博物館内清掃業務委託 | 6,825 | 6,825 | 6,825 |
| 湖畔第一駐車場トイレ清掃業務委託 | 976 | 976 | 976 |
| 日光市所在県有自然公園施設清掃管理業務委託 | 10,647 | 10,647 | 10,647 |
| 湖畔第一駐車場自家用電気工作物保守委託 | 111 | 111 | 111 |
| 中宮祠湖畔園地・自家用電気工作物保守委託 | 107 | 107 | 107 |
| 奥日光地区駐車場管理業務委託（湖畔・華厳） | 31,140 | 31,140 | 31,140 |
| 駐車場周辺環境整備業務委託 | 4,711 | 4,711 | 4,711 |
| 中禅寺湖畔園地等管理業務委託 | 6,937 | 6,937 | 6,937 |
| 中禅寺湖畔（二荒山神社前駐車場）管理業務委託 | 294 | 294 | 294 |
| 中禅寺湖畔ポートハウス管理業務委託 | 3,563 | 3,563 | 3,563 |
| 日光自然博物館警備業務委託 | 680 | 680 | 680 |
| 湖畔第一駐車場警備委託業務 | 403 | 403 | 403 |
| イタリア大使館別荘記念公園警備業務委託 | 655 | 655 | 655 |
| 中禅寺湖畔ポートハウス警備業務委託 | 604 | 604 | 604 |
| 赤沼自然情報センター警備業務委託 | 441 | 441 | 441 |
| 湖畔第一駐車場園路昇降機設備保守委託 | 1,625 | 1,625 | 1,625 |

上記の委託業務は、数年間同じ事業者が請け負っており、委託業者が作成する設計書は、単価と業務内容が毎年同一である。

県の所管課によると、「会社は、地域との連携を含めた奥日光地域の活性化のための取組を行うため、地元の組合・企業等との連携を図り雇用促進等の活性化を図ることとし、地元の関係企業や組合との随意契約についてはやむを得ない」としている。

地域との連携を含めた奥日光地域の活性化を優先し、随意契約を容認し続けるなら、競争原理が働くはず、地元の組合や企業が会社に依存し続けることになる。

今後、随意契約による業務委託のあり方を検討すべきである。

⑧ 委託金額の削減について（指摘事項）

多くの業務委託金額が数年間据え置かれたままで、経費削減がされていない。

県は、「経営 5 か年計画」を策定し経費削減に取り組んでいるとしているが、上表に掲げた項目は過去 3 年間同額で委託され、経費削減努力が見られない。業務委託に際して入手する設計書の内容及び単価が毎年同じで、設計書入手と検討手続が形骸化している。過年度の実績や他社の単価計算等を考慮し、業務内容の必要性判断や経費削減が出来ないか検討すべきである。

⑨ 自然解説員による手作りの展示について（意見）

展示物の多くが開設時に設置したもので古さを感じる。そのような中で、華厳の滝の写真中に実物の人間の大きさを縮小して貼り付け、滝の大きさを実感してもらう等解説員の手作り展示が多数あった。

博物館のエントランスホールには自然情報センターがあり、自然解説員が常駐し来館者に奥日光の自然に関する最新情報を伝え、情報発信を行う等の対応を行っている。表示している奥日光の地図は、男体山の標高が更新されたものが手書きで修正されており、廃止されたロープウェーがテープで消されている。自然解説員自らが鹿の骨や動物の毛皮を収集展示し、観覧者の手に触れられるようにしている。

実際にこれらの展示は、小学生等の観覧者に好評である。往査した平成 25 年 10 月 4 日は、朝から雨が降っているにもかかわらず多くの小学生が実際に手に触れ、自然解説員に多くの質問をしていた。

経費削減要請の中で、解説員が経費をなるべくかけない様に自作展示し、一方で観覧者に満足を与えるようにしており、日頃の努力を感じる。これらについて、今後もより一層の努力が望まれる。

2. 損益会計

(1) 栃木県立自然博物館及び奥日光地区駐車場管理業務

① 指定管理料収入

(単位：円)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-----------|------------|------------|------------|
| 指定管理業務受託料 | 99,434,286 | 99,434,286 | 99,434,286 |

(注) 金額は消費税抜きで表示している

平成18年度より指定管理者制度が導入されており、現在は第2期（平成21年度～平成25年度）である。当該公の施設の所在する市町村等と連携し、地域振興を図る観点から、現在管理を行っている法人その他の団体を指名することが適当と認められる場合に該当するものとして非公募としている。

② 指定管理収入のうち利用料金収入

(i) 博物館観覧料収入

| 区分 | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-------------|--------|-----------|-----------|-----------|
| 大人 | 人数(名) | 6,914 | 6,908 | 6,643 |
| | 収入(円) | 3,110,951 | 3,048,185 | 2,970,759 |
| 小人 | 人数(名) | 28,663 | 25,852 | 25,183 |
| | 収入(円) | 5,523,190 | 4,971,470 | 4,851,426 |
| 計 | 人数(名) | 35,577 | 32,760 | 31,826 |
| | 収入(円) | 8,634,141 | 8,019,655 | 7,822,185 |
| 免除 | 身障者(名) | 388 | 245 | 384 |
| | 視察(名) | 3,278 | 3,161 | 3,215 |
| | 小計(名) | 3,666 | 3,406 | 3,599 |
| 人数合計(名) | | 39,243 | 36,166 | 35,425 |
| その他無料ゾーン(名) | | 23,635 | 22,300 | 16,508 |
| 利用者合計(名) | | 62,878 | 58,466 | 51,933 |

(注) 金額は消費税抜きで表示している

会社の管理運営については、有料入館者数は計画値比、対前年比ともに下回る結果となっている。首都圏の業者訪問、県内の学校訪問を実施し、誘客の強化、風評の払拭に努めているが、日光方面への修学旅行についてコース変更を考えていないとの回答を得ている。

(ii) 自然解説ガイド料収入

| 区分 | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|----------|--------|-----------|-----------|-----------|
| 自然解説ガイド | 件数(件) | 202 | 200 | 186 |
| | 人数(名) | 15,148 | 15,274 | 14,083 |
| 出張レクチャー | 件数(件) | 55 | 44 | 44 |
| | 人数(名) | 5,022 | 3,945 | 3,920 |
| 計 | 件数(件) | 257 | 244 | 230 |
| | 人数(名) | 20,170 | 19,219 | 18,003 |
| | ①収入(円) | 8,225,723 | 8,501,907 | 7,810,000 |
| ミニクラフト | 件数(件) | 10 | 14 | 10 |
| | 人数(名) | 618 | 798 | 846 |
| | ②収入(円) | 31,772 | 38,705 | 38,762 |
| 観察会 | 件数(件) | 20 | 23 | 28 |
| | 人数(名) | 1,451 | 1,366 | 2140 |
| | ③収入(円) | 657,164 | 826,839 | 975,000 |
| 収入合計(円) | | 8,914,659 | 9,367,451 | 8,823,762 |
| 入場者レクチャー | 件数(件) | 16 | 15 | 7 |
| | 人数(名) | 1,138 | 1,236 | 589 |

(注) 金額は消費税抜きで表示している

自然体験を重視した自然観察会等を実施して自然と人間との関わりや自然の大切さを一般にアナウンスしており、会社が企画して参加者を募集する観察会と奥日光への来訪者が現地で直接参加申し込みをする観察会を実施している。

(iii) 駐車場事業収入

| 区分 | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|--------|-------|------------|------------|------------|
| 湖畔一 | 台数(台) | 17,490 | 16,136 | 18,717 |
| | 収入(円) | 4,678,133 | 4,509,962 | 5,304,486 |
| 湖畔二 | 台数(台) | 13,258 | 10,535 | 11,002 |
| | 収入(円) | 3,752,180 | 3,050,695 | 3,186,505 |
| 華厳一 | 台数(台) | 102,783 | 94,087 | 100,250 |
| | 収入(円) | 29,272,675 | 26,967,733 | 28,671,656 |
| 華厳二 | 台数(台) | 117,353 | 105,202 | 112,453 |
| | 収入(円) | 49,184,409 | 38,163,372 | 43,105,980 |
| 回数券(円) | | 13,036,685 | 10,421,686 | 11,356,581 |
| 計 | 台数(台) | 250,884 | 225,960 | 242,422 |
| | 収入(円) | 99,924,082 | 83,113,448 | 91,625,208 |

(注) 金額は消費税抜きで表示している

奥日光地区駐車場の管理運営については、奥日光便利マップを季節ごとに作成し、市内の観光施設64か所、県内コンビニエンスストア114店舗、旅行会社20支店、ショッピングセンター5店舗に配置し、誘客に努めている。

また、ゴールデンウィーク、お盆、紅葉シーズンに日光宇都宮道路内の日光口PAにおいて、奥日光便利マップ配布と草花の開花状況や紅葉の見どころ情報、道路の混雑状況等の情報提供を実施し、駐車場の利用と奥日光地区への誘客を行っている。

③ 協力金収入

| 区分 | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|---------|-------|-----------|-----------|-----------|
| イタリア大使館 | 人數(名) | 47,131 | 38,384 | 41,779 |
| | 収入(円) | 2,306,896 | 3,396,797 | 3,678,688 |
| ポートハウス | 人數(名) | 47,297 | 46,798 | 45,402 |
| | 収入(円) | 336,405 | 313,377 | 314,142 |

(注) 金額は消費税抜きで表示している

協力金収入について「県立日光自然博物館及び奥日光地区駐車場管理運用仕様書」には、指定管理者が管理運営業務を実施するにあたり、サービス向上及び事業内容の充実を図るために、管理する施設(公の施設を除く)の利用者から任意の協力金等を募ることを妨げない旨記載されている。

(2) その他の事業

① 低公害バス事業収入

| 区分 | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|----------|---------|--------------|--------------|--------------|
| 人 数 (名) | | 97, 093 | 127, 747 | 107, 211 |
| 収 入 (円) | | 27, 221, 846 | 35, 884, 645 | 29, 900, 733 |
| 早朝 バス | 人 数 (名) | 4, 110 | 5, 035 | 3, 579 |
| | 収 入 (円) | 1, 138, 286 | 1, 380, 810 | 1, 018, 143 |

(注) 金額は消費税抜きで表示している
早朝バスは内数とする

低公害バスの運行は、日光市道 1002 号線（国道 121 号線から千手ヶ浜間）が自然保護のため一般車両進入禁止とされたことに伴い実施されたものである。赤沼自然情報センターにおいて最新の情報提供を行うことにより利用者の関心を高め、バス乗車率の向上に努めている。
県が低公害バスを無償で貸与することにより、バス運賃の低価格設定に寄与している。

② 売店販売部門収入

| (単位 : 円) | | | |
|----------|--------------|--------------|--------------|
| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
| 商品販売 | 10, 545, 312 | 10, 825, 236 | 12, 473, 522 |

(注) 金額は消費税抜きで表示している

「熊鈴」「花カレンダー」「日光の花 325」等、奥日光ならではの特色ある日光自然博物館オリジナル商品を取り揃え、商品の販売を通じ奥日光の P R に寄与している。

日光自然博物館、赤沼自然情報センター、イタリア大使館の売店及び外部委託による販売を実施している。

③ その他

(i) 業務受託収入

| (単位 : 円) | | | |
|----------|-------------|----------|-------------|
| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
| 映像展示賃借料 | 98, 000 | 98, 000 | 98, 000 |
| その他受託料 | 3, 754, 000 | 755, 451 | 3, 432, 404 |
| 収入合計 | 3, 852, 000 | 853, 451 | 3, 530, 404 |

(注) 金額は消費税抜きで表示している

県からの緊急雇用創出事業の受託業務等を請け負っている。

(ii) 物品賃借料収入

| (単位 : 円) | | | |
|-----------|----------|----------|----------|
| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
| 器具等レンタル料 | 167, 144 | 141, 668 | 119, 524 |
| 自然情報データ提供 | 91, 428 | 68, 572 | 77, 143 |
| 会議室等使用料 | 10, 666 | 7, 713 | 14, 569 |
| 収入合計 | 269, 238 | 217, 953 | 211, 236 |

(注) 金額は消費税抜きで表示している

(3) 監査の結果

① 協力金収入の資金使途について（指摘事項）

協力金収入は、維持費や修繕費等のサービス向上及び事業内容の充実を図る用途で使用されるものであるが、平成 24 年度末で協力金収入に伴う繰越金が 11,931,023 円ある。

当該施設の所有者は県で広い意味で公の施設であり、基本的に 10 万円以上の修繕費等は県が負担していることを鑑みるのであれば、当該資金の余剰分は県民に還元すべきものである。

資金使途がないのであれば、普通預金として寝かしておくるのではなく県民に還元する使い方を検討する等、資金の有効活用に努めるべきである。

② 予算実績の把握について（指摘事項）

会社は「経営 5 か年計画」を基本方針としながら経営基盤の強化を図っている。しかしながら、事業年度ごとの予算が作成されておらず、予算実績管理が厳密になされていない。また、部門別会計制度が構築されているが細かく細分化された設定となっており、その集計業務自体に焦点がいっており管理として有効活用されていないのが現状である。

「経営 5 か年計画」に沿った年次予算の作成や部門別の目標設定及び予算実績を把握するために部門別会計の有効活用（場合によっては集計単位の見直し等）を図っていくべきである。

③ 発生主義会計への対応について（指摘事項）

法定福利費（社会保険料）の処理について、平成 22 年度に発生主義への対応を実施しているが平成 23 年度より現金基準での処理に変更されている。従来実施されていた発生主義へ戻すべきである。

また、賞与引当金の計算において社会保険料相当額が考慮されていないので、計算に反映させるべきである。

④ 東京電力からの賠償金について（指摘事項）

平成 23 年 12 月～平成 24 年 3 月分の賠償金収入 5,751,480 円について平成 24 年度の雑収入として会計処理がなされている。前年度の期間の収入であり適切な経常利益を把握する観点から前期損益修正益として処理すべきである。

また、当該収入が平成 24 年度に計上された経緯が、賠償請求に係る事務処理の遅延によることから適切な損益計算が実施できるよう迅速な事務処理対応を徹底していくべきである。

⑤ 計算根拠資料の保管について（指摘事項）

賞与引当金や退職給与引当金等の処理については、基礎情報を顧問会計事務所に提示し会計処理の指導を受けている。しかしながら、その計算根拠資料については顧問会計事務所で保管されており、会社では管理がなされていない。決算をするにあたり、計算根拠資料を入手してその内容の把握及び管理を実施していくべきである。

VI. 公益財団法人栃木県体育協会

1. 概要

(1) 目的

公益財団法人栃木県体育協会（以下財団と称す）定款第3条の規定により、「スポーツを振興して、県民体力の向上とスポーツ精神を養うこと」を目的とする。

(2) 所在地

栃木県宇都宮市中戸祭 1-6-3 スポーツ会館内

(3) 事業所

- | | |
|-----------------|---------------|
| ① 今市青少年スポーツセンター | 日光市根室 609-1 |
| ② 栃木県体育館 | 宇都宮市中戸祭 1-6-3 |

(4) 沿革

① 年表

| | |
|------------------|--|
| 昭和 5 年 4 月 | 旧栃木県体育協会発足 |
| 昭和 22 年 8 月 1 日 | 栃木県体育協会発足 |
| 昭和 45 年 6 月 9 日 | 栃木県教育委員会から財団法人設立を許可され、財団法人栃木県体育協会として発足 事務所を栃木県宇都宮市塙田 504 番地栃木県庁第二庁舎内に置く |
| 昭和 49 年 8 月 1 日 | 今市青少年スポーツセンター仮オープン |
| 昭和 50 年 7 月 14 日 | 今市青少年スポーツセンター落成式（全施設オープン） |
| 昭和 55 年 4 月 1 日 | 事務所を宇都宮市中戸祭 1 丁目 6 番 3 号のスポーツ会館に移転する |
| 昭和 56 年 4 月 1 日 | 事務局組織を 2 部 4 課 1 センターとする |
| 平成 4 年 8 月 28 日 | 艇保管庫を藤岡町に建設する |
| 平成 8 年 4 月 1 日 | 事務局組織を 2 部 4 課から事務局長・4 課制に改編する |
| 平成 13 年 4 月 1 日 | 事務局の総務企画課と経理課を統合し総務課に改編する |
| 平成 24 年 4 月 1 日 | 公益法人制度改革に伴い、栃木県の認定を受けて公益財団法人栃木県体育協会となる |

② 重要な事業の開始、改廃

| | |
|-----------------------|---|
| 昭和 59 年 2 月 26 日 | 第1回栃の葉国体記念健康マラソン大会開催 |
| 昭和 60 年 9 月 ~ 10 月 | 県民体育祭及び栃の葉国体記念栃木県民ファミリースポーツ大会 を一本化し第1回栃木県民スポーツ大会と改称し大会開催 |
| 昭和 63 年 4 月 1 日 | 県から栃木県体育館の管理運営を受託する |
| 平成 12 年 4 月 1 日 | 財団法人栃木県総合射撃場協会の解散に伴い事業を承継し、栃木県総合射撃場として管理運営を開始する |
| 平成 16 年 10 月 1 日 | 栃木県総合射撃場を環境保全対策のため一時休止とする |
| 平成 18 年 4 月 1 日 | 栃木県体育館の指定管理者（3 年間）となる |
| 平成 21 年 4 月 1 日 | 栃木県体育館の指定管理者（5 年間）となる |